

令和8年度宮崎県家畜商講習会開催要領

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定に基づき、令和8年度宮崎県家畜商講習会を下記のとおり開催する。

記

- 1 講習の目的
家畜の取引業務に必要な知識の習得を図る。
- 2 講習の対象者
家畜の取引業務に従事するため家畜商免許を必要とする者で、宮崎県暴力団排除条例第2条第4号に該当しない者。
- 3 開催日時及び場所
 - (1) 開催日時 令和8年11月5日（木）及び11月6日（金）
午前9時から午後5時まで
 - (2) 開催場所 宮崎県庁1号館5階 第3・4会議室
（宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号）
- 4 講習科目及び講習時間
 - (1) 家畜の取引に関する法令 4時間
 - (2) 家畜の品種及び特徴 4時間
 - (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間
- 5 受講手続
 - (1) 申請
 - ①書面申請
受講希望者は以下のアからオまでの資料を所管農林振興局（西臼杵管内にあっては西臼杵支庁）に提出することにより申請手続を行う。
ア 必要事項を記入した家畜商講習会受講申込書
イ 受講手数料 3,300円（宮崎県収入証紙）
ウ 写真（申込前6ヶ月以内に撮影した上半身、正面、無帽で本人と識別できるもの）
エ 講習の特例措置を受ける者は家畜人工授精師等の免許証の写し
オ 宮崎県暴力団排除条例に係る誓約書
 - ②電子申請
電子申請フォームにより申請手続を行う。

(<https://ttzk.graffer.jp/pref-miyazaki/smart-apply/apply-procedure-alias/kachikusyokosyu>)

申請前に以下の２点を準備すること

- ア 写真(申込前６ヶ月以内に撮影した上半身、正面、無帽で本人と識別できるもの)
- イ クレジットカード

(VISA、JCB、Mastercard、American Express、Diners Club)

(２) 申請期限 令和８年１０月９日(金)

- (３) その他 ・申請時に徴収した受講手数料は返還しない。
・県外に在住する者は１０月９日(金)まで(必着)に宮崎県農政水産部畜産局畜産振興課(〒880-8501 宮崎市橘通東２丁目１０番１号)に直接提出すること。

６ 講習の特例措置

獣医師法(昭和２４年法律１８６号)第３条の規定による獣医師の免許を受けている者及び家畜改良増殖法(昭和２５年法律第２０９号)第１６条第１項の規定による家畜人工授精師の免許を受けている者に対しては、家畜商法施行令第１条の４第１項第２号及び第３号に掲げる事項の講習の全部又は一部を免除する。

７ 講習会修了証明書の交付

所定の講習科目を修了した者には、講習会終了後、講習会修了証明書を交付する。

８ その他

- (１) 初日の講習会受付は、午前８時３０分から午前８時５０分までの間に行い、講習会開始後は受け付けない。
- (２) 筆記用具を持参すること。
- (３) 講習会テキスト(３,９００円)は、当日受付で斡旋するため、お釣りが出ないように準備すること。
- (４) 駐車場については数に限りがあるため、自家用車での来場は極力控えること。
- (５) オンラインで受講する者は、本人確認のため、カメラ、マイクを接続し、受講中はカメラを常にオンの状態で参加すること。
- (６) オンラインで受講する者は、各自で「ぎょうせいオンラインショップ」にてテキストを購入すること。(３,９６０円、送料無料)
(株式会社ぎょうせいに直接連絡した場合、現地販売と同額の３,９００円で購入可)(担当連絡先０８０－４１１４－４４８２)